3　施行日前に道路運送車両法第７条第１項の規定による登録を受けた自動車に備え付けられているドライブレコーダーであって第２条第１項の情報を記録するものについては、平成31年12月１日から平成36年11月30日までの間、第３条第１項第１号、第２号及び第４号、第４条第２号、第５条、第６条並びに第８条第２項の規定については、適用しない。

○国土交通省告示第千三百四十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示

（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

第１章柱書き中「実施し」を「毎年実施し」に、「保存する」を「３年間保存する」に改める。

第１章１中「道路運送法」の下に「（昭和26年法律第183号）」を加える。

第１章２(1)中「交通事故」の下に「（道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第２項に規定する交通事故をいう。以下同じ。）」を加える。

第１章２(2)中「すべき事項」の下に「（貸切バスの運転者にあっては、運行指示書の遵守を含む。）」を加え、「実例」を「事例」に改める。

第１章２(3)中「実例」を「事例」に改める。

第１章２(4)中「を着用」を「の着用を徹底」に改める。

第１章２(6)中「実例」を「事例」に改める。

第１章２(7)中「活用する。」の下に「さらに、貸切バスの運転者にあっては、緊急時における制動装置の急な操作に係る技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型車（長さ９メートル以上又は乗車定員51人以上の車両をいう。以下同じ。）、中型車（大型車及び小型車（長さ７メートル以下であり、かつ、乗車定員30人以下の車両をいう。以下同じ。）以外の車両をいう。）及び小型車の別をいう。以下同じ。）の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。」を加える。

第１章２(9)中「実例」を「事例」に改める。

第１章２(10)の次に次を加える。

(11)　安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させる。

第１章３(4)及び(5)中「実例」を「事例」に改める。

第２章１中「また、」の下に「運転しようとする車種区分の」を加え、「新たに雇い入れた」を削る。

第２章２(1)中「自動車損害賠償保障法施行令」の下に「（昭和30年政令第286号）」を加え、表を次のように改める。

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時　　間
①　事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項（貸切バスの運転者にあっては、運行指示書の遵守を含む。）を再確認させる。	貸切バス以外の一般旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「一般旅客自動車」という。）及び特定旅客自動車の運転者に対しては、①から⑤までについて合計６時間以上実施すること。⑥については、可能な限り実施することが望ましい。 貸切バスの運転者に対しては、①から⑤までについて合計６時間以上、⑥について20時間以上実施すること。
②　交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策 交通事故の事例の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる。	
③　交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する。	
④　運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	
⑤　危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する。また、貸切バスの運転者にあっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を停止状態で用いて、制動装置の急な操作の方法について指導する。	
⑥　安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘路、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等（貸切バスの運転者にあっては、添乗）により指導する。	

第２章２(2)中「一般旅客自動車運送事業の事業用自動車（以下「」及び「」という。）」を削り、表を次のように改める。

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

内　　容	時　　間
①　事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等（貸切バスの運転者にあっては、運行指示書の遵守を含む。）を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させる。	貸切バス以外の一般旅客自動車及び特定旅客自動車の運転者に対しては、①から④までについて合計６時間以上実施すること。⑥については、可能な限り実施することが望ましい。 貸切バスの運転者に対しては、①から⑤までについて合計６時間以上、⑥について20時間以上実施すること。
②　事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にあっては車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させるとともに、日常点検の方法を指導する。この場合において、貸切バスの運転者にあっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて指導する。	
③　運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	